

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算（初診時）

- 加算1：4点 従来の健康保険証を提示した場合
マイナ保険証を提示し、薬剤情報や特定健診等の診療情報の活用に同意がない場合
- 加算2：2点 マイナ保険証を提示し、薬剤情報や特定健診等の診療情報の活用に同意した場合

※上記に関わらず、他の医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が初診時2点となります。

※保険証切替直後の受診の際は、システムに反映されていない場合がございます。
お手数ですが受付窓口にお声かけください。

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。